

ID: 687

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体規約の認証の取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第8条第1項					
法 令 番 号	昭和53年法律第80号					
【根拠条文】						
(認証の取消し)						
第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第5条の規定による認証を取り消すことができる。						
(1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなったとき(混合連合団体となつた場合を除く。)。						
(2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなったとき。						
(3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなったとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む。)。						
(4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなったとき。						
(5) 規約が第5条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。						
(6) 当該職員団体等について規約の規定中第5条第2号又は第3号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 738

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体の登録取消し、効力停止					
法令名 根拠条項	地方公務員法 第53条第6項					
法令番号	昭和25年法律第261号					
【根拠条文】 (職員団体の登録) 第53条第6項 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事實があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。						
【基準】 根拠条文及びその他条例の定めによる。						
備考						
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日			